

本年 4 月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和 5 年 10 月 1 日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「鴻巣市地域公共交通会議」の分科会として「運賃協議分科会」を新規に設置し、協議会を開催する。

なお、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、市広報紙へ意見募集の掲載を行う。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第 9 条第 4 項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和 5 年 10 月 1 日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

【運賃協議分科会（案）】

1	当該路線等をその区域に含む市町村	鴻巣市
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	朝日自動車株式会社
		ロイヤル交通株式会社
		熊通タクシー株式会社
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	関東運輸局埼玉運輸支局
4	関係住民の意見を代表する者	鴻巣市自治会連合会
		鴻巣市老人クラブ
		鴻巣市民生委員児童委員協議会連合会
		鴻巣市商工会
		鴻巣市交通安全母の会
		鴻巣市 PTA 連合会
鴻巣市医師会		

【スケジュール（案）】

- 令和 5 年 11 月 6 日 第 2 回鴻巣市地域公共交通会議
- 令和 5 年 11 月～12 月 鴻巣市地域公共交通会議設置要綱 改正
- 令和 5 年 12 月 15 日 12 月号広報紙に運賃改定案掲載、意見募集（～1 月中旬まで）
- 令和 6 年 1 月下旬 運賃協議分科会開催
- 令和 6 年 2 月中 協議が調った事項を届出
- 令和 6 年 4 月 1 日 運賃改定